

コミュニティ助成地域防災組織育成助成事業推薦団体基準

制 定 平成19年 9月 5日

(目 的)

第1条 この基準は、財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業のうちの地域防災組織育成助成事業（以下「コミュニティ助成事業」という。）の対象団体として藤沢市が推薦する団体を決定するための基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において団体とは、藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する組織をいう。

(推薦団体)

第3条 コミュニティ助成事業に推薦する団体は、1団体とし、次に定める順位及び方法により決定する。

- (1) 交付を受けた要綱第4条に規定する資機材整備補助金（以下「補助金」という。）の総額が要綱第5条に規定する限度額（以下「限度額」という。）に達しており、かつ、補助金の交付が、その年度の4月1日（以下「基準日」という。）以前に全て終了した団体とする。この場合において、該当する団体が複数あるときは、次の表の世帯数、結成年数、及び補助金経過年数の各項目に応じ定める点数の総計が最も高い団体とする。

世帯数(注1)		結成年数(注2)		補助金終了経過年数(注2)	
～99世帯	1点	～2年	1点	～2年	1点
100～199世帯	2点	3～5年	2点	3～5年	2点
200～299世帯	3点	6～7年	3点	6～7年	3点
300～399世帯	4点	8～10年	4点	8～10年	4点
400～499世帯	5点	11～12年	5点	11～12年	5点
500～599世帯	6点	13～15年	6点	13～15年	6点
600～699世帯	7点	16～17年	7点	16～17年	7点
700～799世帯	8点	18～20年	8点	18～20年	8点
800～899世帯	9点	21～24年	9点	21～24年	9点
900世帯以上	10点	25年以上	10点	25年以上	10点

(注1) 世帯数は、基準日現在の数とする。

(注2) 結成年数及び補助金交付終了経過年数は、団体を結成した年度又は補助金の交付が終了した年度の4月1日から基準日の前日までの間の年数とする。

(2) 前号に該当する団体がない場合は、次の表の世帯数、結成年数及び補助金交付率の各項目に応じ定める点数の総計が最も高い団体とする。

世帯数(注1)		結成年数(注2)		補助金交付率(注3)	
～99世帯	1点	～2年	1点	～10%	1点
100～199世帯	2点	3～5年	2点	11～20%	2点
200～299世帯	3点	6～7年	3点	21～30%	3点
300～399世帯	4点	8～10年	4点	31～40%	4点
400～499世帯	5点	11～12年	5点	41～50%	5点
500～599世帯	6点	13～15年	6点	51～60%	6点
600～699世帯	7点	16～17年	7点	61～70%	7点
700～799世帯	8点	18～20年	8点	71～80%	8点
800～899世帯	9点	21～24年	9点	81～90%	9点
900世帯以上	10点	25年以上	10点	91～99%	10点

(注1) 世帯数は、基準日現在の数とする。

(注2) 結成年数は、団体を結成した年度の4月1日から起算し、基準日の前日までの間の年数とする。

(注3) 補助金交付率は、基準日現在における補助金の交付を受けている額を限度額で除した額に100を乗じた率とし、小数点第1位を四捨五入するものとする。

(3) 前号の規定により計算された点数の総計が最も高い団体が複数ある場合は、その団体間における抽選により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度を含む過去10箇年度においてコミュニティ助成事業により助成金の交付を受けた団体は、推薦しない。

附 則

この採択基準は、平成19年9月5日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。